

大網東小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年度

はじめに

ここに定める「大網東小学校 学校いじめ防止基本方針」は、平成25年に公布・施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）を踏まえ、さらに、平成29年に通知があった『「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について』、平成29年の「千葉県いじめ防止基本方針の改定」「大網白里市いじめ防止基本方針の改定」を踏まえて、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３）学校としての構え

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて児童一人一人に徹底する。
- ・生命・人権を尊重し、差別やいじめを許さない信頼感に満ちた学校を築く。
- ・いじめにつながりかねない事例についても、児童の言動を正確に把握する。
- ・全職員が担任という意識で、全校の児童を見守る。
- ・学校は、児童の心身の安心・安全を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分に注意し、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図る。

2 いじめ防止対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主任、
養護教諭、関係職員（学年主任、教育相談主任等）

※必要に応じて

学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、
民生児童委員、人権擁護委員等

○いじめ防止対策委員会の役割

①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

②教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度始めの職員会議で、全職員に対して「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校評価アンケート等や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

③児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校・学年だよりを通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信するとともに、理解や協力を求める。

④いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、もしくは疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関との連携を図りながら対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童のようすを見守り、継続的な指導・支援を行う。いじめ解消後も、半年程度の追跡・注視を行う。

3 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「わかる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、生徒指導の機能を生かした授業づくりを充実させる。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実させる。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適宜取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させる。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実させる。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実させ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（３）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・心を育てる「道德教育」の充実を図る。
- ・教育活動全体を通じて、以下の３点に留意した指導を充実させる。
 - ①児童等に自己存在感を与える。
 - ②共感的な人間関係を育成する。
 - ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
- ・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充

実させる。

(5) 保護者、地域の関係団体との連携の推進

- ・学校、PTA、地域の関係団体等と活動をともしめる場やいじめ問題について協議する機会を設ける等、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ・学校、学年だより等により保護者に呼びかけ、児童・保護者、地域に対しての周知徹底を図る。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ防止対策委員会」（「2 いじめ防止対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、必要に応じて対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等を含め全教職員が、些細なサインも見逃さないできめ細かに情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに各分担の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・アンケートや定期的な相談以外にも、授業中、休み時間等での日常的な観察を充実させ、児童が示す小さな変化を見逃さないようにし、いじめやその兆候の早期発見に努める。
- ・月1回のアンケートを実施し、いじめ解消後も半年程度の追跡・注視を行う。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係を築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応することができるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応することができるようにするため、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーを中心に、担任、養護教諭等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携する。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議・研修や夏季休業中の研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員の研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことができるよう、校内研修を充実させる。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

- ・学校における相談窓口を学校だより等で周知し、いつでも相談できる体制であることを保護者に認識してもらう。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側双方の保護者への報告を行い、謝罪を含めた指導等を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめは許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。特に、インターネットを通じて行われたものの場合には、データの保存状況、削除確認等について、両保護者と丁寧に確認していく。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・スクールカウンセラーの活用に努める。２週間に１回程度、水曜日に利用可能。場所は、校内の相談室で行う。
- ・外部の相談機関の利用を促す。（生徒指導主任からリーフレットの配布を行う。）

５ いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容 等
４ 月	・「学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページへの掲載 ・職員研修の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施（「方針」の説明） ・学校生活アンケートの実施 ・人権の花の世話
５ 月	・学校生活アンケートの実施 ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施 ・学校だより等による「方針」等の発信 ・いじめ防止のための掲示物作成（全校）
６ 月	・学校評議員会等で「方針」説明 ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施 ・学校生活アンケートの実施、教育相談（児童一人一人との面談）の実施
７ 月	・第１回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 (対策等の見直し)

	・学校生活アンケートの実施 ・職員会議（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施 ・保護者面談 ・スマートフォン、携帯電話の取扱いに関する授業（児童対象）
8 月	・職員研修（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会等） ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施（1 学期の取組の評価） ※夏季休業中の指導
9 月	・校内「いじめ防止対策委員会」の実施 ・学校生活アンケートの実施 ・人権教室の実施（1、4 年生）
10 月	・学校生活アンケートの実施、教育相談の実施 ・職員会議（いじめ防止対策の取組についての中間報告） ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施
11 月	・学校生活アンケートの実施 ・全校でのいじめ防止対策の取組（いじめ撲滅キャンペーン等） ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施
12 月	・第 2 回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」 ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施 ・学校生活アンケートの実施 ・保護者面談 ※冬季休業中の指導 ・人権標語作り、人権に関わる DVD の視聴
1 月	・学校生活アンケートの実施 ・いじめアンケート（記名・無記名選択式）と教育相談の実施 ・職員会議（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・児童会の取組のまとめ （本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校評議員会 ・民生・児童委員との合同会議 ・学校生活アンケートの実施
3 月	・学校生活アンケートの実施 ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施 ・学校いじめ防止基本方針の見直し ※次年度への引き継ぎ ※学年末・学年始め休業中の指導

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ防止委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織で対応する。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめの加害者や被害者だけでなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりしている者や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」についても、自らの行為を反省する指導に努める。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態について、教育委員会の指導の下、事実関係を調査する。
- ・調査をした場合は、調査結果を教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、教育委員会の指導のもと、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価・点検・公表について

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの早期発見の取組に関すること
 - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ・学校評価等をもとに、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行う。
- ・学校いじめ防止基本方針を、ホームページ、学校だより等を通して、年度始めに保護者に公表する。

8 個人情報等の取扱い ○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。
- ・校内「いじめ防止委員会」における話し合い等を含めた活動等においても、この記録を5年間保存する。